

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	指定管理者：公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団 (所管部局：こどもみらい部)
監査の種類	令和元年度 公の施設の指定管理者監査 (元監第82号 令和元年12月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和2年3月19日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
(1) 指定管理者について 事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりに履行していない例が認められた。	令和2年 3月19日
(2) 所管部局について ① 事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりの履行がなされているかの確認を行っていない例が認められた。	令和2年 3月19日
② 支出事務において、他施設の費用に係る支出がなされている例が認められた。	令和2年 3月19日
③ 入札に付すべき備品の購入において、入札に付さず、伝票を分割し、契約とは異なるものを納品させている例が認められた。	令和2年 3月19日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>(1) 指定管理者について</p> <p>事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりに履行していない例が認められた。</p> <p>※ 事業報告書について、仕様書に定められた項目のうち、「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」の報告を行っていなかった。また、月次報告書について、平成30年度中の全ての月において提出していなかった。</p> <p>(公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>指定管理業務の一環として実施している一部の事業においては、利用者にアンケートを実施し、意見や課題の抽出に努め、事業の充実を図ることに努めていたところでしたが、本来、仕様書において、事業報告書の報告事項として定められている「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」についての認識が欠如していたことによるものです。</p> <p>また、月次報告書については、毎月、調査し提出していた施設利用状況調等の業務報告書であると誤認しており、本来、仕様書に明記されている提出すべき報告内容については、把握していなかったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>当該指摘事項を受け、施設において、個別の事業利用者にとどまらず、施設を利用する方より意見を抽出できるよう、令和2年1月から施設内に意見箱を常設したところ です。</p> <p>その意見については、月次報告書の「利用者等からの苦情と対応」として報告するとともに、年度末に実施する各種実施事業のアンケート結果も踏まえ、施設利用者の満足度及び課題分析並びに自己評価を行い、令和元年度終了後提出する事業報告書から整理することとします。</p> <p>また、今後は、市と締結している協定内容を改めて熟知するとともに、市への報告を着実にを行うことのできる体制の強化に努め、再発防止を図っていくこととします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>(2) 所管部局について</p> <p>① 事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりの履行がなされているかの確認を行っていない例が認められた。</p> <p>※ 事業報告書について、「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」の報告がないまま受理し、内容の確認も行っていなかった。また、月次報告書について、提出がないにもかかわらず、その求めを行っておらず、指定管理業務の実施状況確認を行っていなかった。</p> <p>(こども支援課)</p> <p>② 支出事務において、他施設の費用に係る支出がなされている例が認められた。</p> <p>(こども支援課)</p> <p>③ 入札に付すべき備品の購入において、入札に付さず、伝票を分割し、契約とは異なるものを納品させている例が認められた。</p> <p>(こども支援課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>今回指摘された内容「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」について、仕様書に記載していることの認識を失念し、受託者より提出される月次報告書及び事業報告書そのまま受理していたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>協定書及び仕様書の内容について、改めて確認をし、市として提出を受けるべき書類等の内容について、受託者と共通認識を図ったものです。</p> <p>今後は、月次報告書及び事業報告書の提出徹底について進捗管理を十分に行うとともに、確認体制の強化を図ることに努め、こども元気センターの施設利用者の利便性向上のため、管理運営に反映していけるよう適正な事務執行等に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>内郷児童館において備品の経年劣化等により年度途中で早急に購入する必要が生じたため、児童館施設管理運営に係る予算科目から執行しようとしたものですが、予算が不足していたため、当初見込みよりも執行残が見込まれるこども元気センター管理運営に係る予算科目から執行してしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後は施設毎の管理運営に係る予算科目から、適正な予算執行に努めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該備品（遊具）は、経年劣化による摩耗が見られ、利用児童が怪我をする恐れがあったことから、代替備品として早急に買い替える必要があったことから、本来、入札に付すべき案件</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>との認識がありながら、対応を怠ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、施設の備品の劣化状況も踏まえた適切な現状把握に努め、受託者の意見を踏まえ計画的な備品購入計画を立てるとともに、伝票決裁過程において、購入備品が確認できる資料を添付するなどして、購入金額と購入備品を突合できる仕組みを徹底し、再発防止に努めて参ります。</p>